

(日本銀行仮訳)

バーゼル銀行監督委員会

自己資本の測定と基準に関する国際的統一化

バーゼル

1988年7月

(1998年4月までの改定を反映)

目 次

はじめに (INTRODUCTION)	1
自己資本の構成項目 (THE CONSTITUENTS OF CAPITAL)	5
リスク・ウェイト (THE RISK WEIGHTS)	11
目標基準比率 (A TARGET STANDARD RATIO)	18
自己資本 (CAPITAL BASE) の定義	19
オンバランスシートの資産カテゴリー毎のリスク・ウェイト	24
オフバランスシート取引の掛目	27

(注) このペーパーには、以下の 5 つの文言の変更を反映させるための改定が施された 1988 年バーゼル自己資本合意文書が掲載されている。

- 本文の 18 - 21 パラグラフ及び付 1 のパラグラフ D に対する 1991 年 11 月の改定 (一般引当金に関するもの)
- パラグラフ 35 及び付 2 の注 2 に対する 1994 年 7 月の改定 (OECD リスク・ウェイトの適格条件に関するもの)
- 付 3 に対する 1995 年 4 月改定(特定のオフバランスシート商品に関するもの)及び OECD 諸国の中央政府以外の公共部門の発行する債券で担保された債権に関する改定
- 付 2 に対する 1998 年 4 月の改定 (証券会社向け債権のリスク・ウェイトに関するもの)
- 経過措置に関する部分の削除

この文書には、1996 年 1 月のマーケット・リスクを自己資本合意の対象に含めるための改定は含まれていない。当該文書は別途入手可能である。

自己資本の測定と基準に関する国際的統一化

はじめに (Introduction)

1. 本報告書は、国際業務に携わる銀行の自己資本充実度に関する監督規制を国際的に統一化するため、当委員会^(注1)が数年間にわたり作業を行ってきた結果を示すものである。1987年12月に当委員会が発表した提案に基づいて、すべてのG-10諸国で協議が開始され、また、同提案は世界各国の当局にも配布された。こうした協議の結果、当初提案には多少の変更が加えられた。本報告書は、当委員会の全メンバーによる合意声明である。本報告書には、自己資本充実度の測定に関し合意されたフレームワークの詳細および達成すべき最低基準が示されており、当委員会メンバーである各国監督当局は、これらのフレームワークと最低基準を各々の国で実施していく意向にある。これらのフレームワークと基準は、G-10諸国の中央銀行総裁により支持されている。
2. 本報告書は、G-10諸国以外の国も国際業務に携わる銀行に関し本フレームワークを採用するよう、全世界の監督当局に配布されている。
3. 規制の統一化という当委員会の作業の基本的目的は2つある。第一は、この新しいフレームワークが国際銀行システムの健全性と安全性の強化に資することである。第二は、国際業務に携わる銀行間の競争上の不平等の要因を軽減するため、各国の銀行に適用するうえで、本フレームワークが公平性とかなりの程度の斉合性を持っていることである。当委員会としては、銀行界が当初の提案に対するコメント要請に応えて本フレームワークの全般的な骨格と論理を歓迎していること、また、各国レベルで極力統一的に適用すべきであるとの考え方を支持しているこ

(注1) パーゼル銀行監督委員会は、G-10諸国(ベルギー、カナダ、フランス、ドイツ、イタリア、日本、オランダ、スウェーデン、スイス、英国、米国)およびルクセンブルグの中央銀行および監督当局の代表により構成されており、スイス・パーゼルの国際決済銀行(Bank for International Settlements)において会合を行っている。

と、に注目している。

4. これまでの協議を通じて、バーゼルの当委員会とブラッセルの EC 当局との間では緊密な連絡が保たれてきた。EC 当局は、EC 域内の信用供与機関 (credit institutions) に適用される共通の支払能力比率 (solvency ratio) の設定に向けて、並行的な努力を行っている。当委員会と EC 当局は、バーゼルで合意されるフレームワークと、EC 域内で適用されるフレームワークとの間に最大限の斉合性を確保するため、緊密な連絡を保ってきた。当委員会としては、両者の間に斉合性が保たれることを希望し、かつ期待している。しかし、EC の規制は信用供与機関全般に適用されることを前提としているのに対し、当委員会のフレームワークは国際業務に携わる銀行を特に対象としているという点に留意する必要がある。
5. 本報告書で述べるフレームワークを作成するにあたり、当委員会は、概念的に正当な一連の原則を追及すると同時に、個々のメンバー国における監督制度、会計制度の特殊性にもしかるべく配慮した。当委員会としては、この目的が達成されたものと信じている。
6. 本フレームワークの適用に際しては、極めて限られた項目において (特にリスク・ウェイトの一部について)、ある程度、各国の裁量が認められている。このような裁量によって生ずる相違点が全体の比率に及ぼす影響は無視し得るものであり、また、基本的な目的を損なうものとは考えられない。ただし、当委員会は今後、各国間の斉合性を一層高めることを目的として、フレームワークの適用状況をモニターし、検討していく所存である。
7. 合意されたフレームワークは、あくまで、国際的に活動している銀行に対して自己資本の最低水準を設定することを目指したものであることを強調しなければならない。各国監督当局がより高い水準を設定する措置を採ることは自由である。
8. 本フレームワークにより測定された自己資本充実度は、銀行の体力を評価する際に考慮すべき多くの要素のうちの、重要ではあるが1つの要素に過ぎないという点も強調すべきであろう。本報告書のフレームワークは主に信用リスク (与信先倒産の危険性) との関連でみた自己資本の評価を狙いとしているが、他のリス

ク、特に金利リスクおよび証券投資リスクも、監督当局が全体としての自己資本充実度を評価する際に考慮する必要がある。当委員会はこうしたリスクに関する可能なアプローチを検討中である。さらに、より一般的に言えば、自己資本比率だけで銀行の相対的な体力を評価しようとすれば、誤った判断に繋がりがねない。銀行資産の質にも依存するし、また銀行が問題資産を見合いに自己資本以外に保有している引当金の額も重要である。自己資本と引当金との間には密接な関係があるところから、当委員会はメンバー国の銀行の引当方針を引続きモニターしていくほか、他の規制同様、引当方針についても統一化を促進していくつもりである。また、当委員会としては、メンバー国の銀行が合意された基準に向けて自己資本比率を充実させていく過程において、引当金の水準を設定する際の現行の方針および手続き、ならびに引当金の構成項目についてのメンバー国の銀行間の相違点を、慎重に考慮していくつもりである。

9. 当委員会としては、ある種の損失準備金および留保利益から積立てられる資本準備金について、税制上および会計上の取扱いがメンバー国間で異なっており、この点が国際業務に携わる銀行の実質的なあるいは表面的な自己資本の比較可能性をある程度歪めていることは、承知している。税制の統一化は望ましいものの、本件は当委員会の能力外にあり、税制面への配慮は本報告書の中では行われていない。しかし、当委員会としては、各国銀行制度間の自己資本充実度の比較可能性に関し、税制および会計関連事項が影響を及ぼす程度に応じて、税制および会計面の検討を続けていくつもりである。
10. 本合意は、銀行および金融業務を営む子会社を含む連結ベースにより銀行に適用されることを前提としている。同時に当委員会は、銀行の株主構成および金融コングロマリットの中での銀行の地位が大きく変化しつつあることを認識している。また、こうした株主構成によって、銀行の自己資本ポジションが弱体化したり、銀行がグループ内の他の組織から発生したリスクにさらされたりすることのないよう、注意を払っていきたい。当委員会としては引続き、銀行自己資本の質が保全されることを確実にするため、各メンバー国における固有の規制に照らしてこうした動向を検討していくつもりである。引続き作業を要する上記項目のうちのいくつか、特に投資リスクおよび金融グループに対する連結ベースの監督に

については、EC が同様の目的で作業を終えるかまたは進めており、緊密な連携が維持されることとなろう。

11. 本報告書は4つの章から成る。最初の2つの章では、フレームワークについて述べている。すなわち、第 章は、自己資本の構成項目について、第 章はリスク・ウェイトの付し方について記述している。第 章は目標基準比率 (target standard ratio) について取扱っており、第 章では経過措置および実施手続について述べている。

自己資本の構成項目（The Constituents of Capital）

(a) コアとなる自己資本（狭義の自己資本）（Core capital <basic equity>）

12. 当委員会としては、最も重視されるべき自己資本の基本項目は、株式資本^(注2)（equity capital）および公表準備金（disclosed reserves）であると考え。この基本項目は、全ての国の銀行制度にとって唯一共通の項目である。これらは、公表された勘定で全て把握可能なものであり、大方の市場関係者が自己資本充実度を判断する根拠となり、さらには銀行の利鞘と競争力に重要な関係を有するものである。このように、株式資本および公表準備金を強調するのは、当委員会が主要銀行の保有する自己資本全体の量のみならず質の漸進的向上を如何に重視しているかを示すものである^(注3)。
13. 当委員会のメンバーは、こうした項目に重点を置いてはいるが、その他にも銀行の自己資本の基礎となる重要かつ正当な多くの構成項目があり、それらを本測定制度に（次の（b）で示された条件の下で）取り込んでもよい、と考えている。
14. 従って、当委員会としては、次のように結論づけた。すなわち、銀行監督上の目的から、自己資本を2つに区分し、少なくとも50%は株式資本および税引後留保利益から生じた公表準備金からなるコア項目（第1分類<tier 1>で構成されなければならない。残りの部分（その他の自己資本<supplementary capital>）は、コアとなる自己資本と同額までを第2分類（tier 2）の資本項目から算入できることとした。その他の自己資本の定義、およびこれらを自己資本に算入するにあたっての条件は以下に述べる（詳細は付1）。その他の自己資本の各項目については、各国の会計規則および監督規制に従って、それぞれの監督当局の裁量のもとに算入の対象とするか否かを定めることができる。

(注2) 発行済みかつ完全払込み済みの普通株式（issued and fully paid ordinary shares/common stock）、および非累積配当型優先株式（non-cumulative perpetual preferred stock）（ただし累積配当型優先株式<cumulative preferred stock>は除外）。

(注3) 1つのメンバー国は、自己資本の国際的な定義をコアとなる自己資本に限定すべきであるとの見解を保持しており、今後も同委員会がその定義を再度見直すことを要請し続けることを指摘している。

(b) その他の自己資本 (Supplementary capital)

(i) 非公表準備金 (Undisclosed reserves)

15. 非公表準備金の内容は、メンバー国の法律および会計制度によって異なりうる。しかし、ここでは、公表はされていないものの損益勘定を通じて保持されており、かつ銀行監督当局によって受容されている準備金のみを対象とする。非公表準備金が、公表留保利益と同等の固有の性質を有していながら、国際的に合意された最低基準において、コアとなる自己資本項目から除外されたのは、明瞭性 (transparency) を欠くうえに、多くの国が非公表準備金を確立された会計概念としても、自己資本の合法的な項目としても認めていないという事実による。

(ii) 再評価準備金 (Revaluation reserves)

16. いくつかの国においては、自国の監督ないし会計措置のもとで、特定の資産につき、取得原価 (historic cost) よりも時価もしくは時価に近い価格を反映させるための再評価を認め、そこから生じる再評価準備金を自己資本に含める扱いをしている。再評価は以下の2通りの方式から生じる。

(a) 銀行の営業用不動産 (premises) につきバランスシート上で正式に再評価すること。

ないし、

(b) バランスシート上取得原価で記帳されている有価証券について、これを保有してきたことにより生じた含み益 (hidden values) を観念的に自己資本に追加すること。

これらの準備金は、市況変動およびやむをえない売却 (forced sale) の可能性を十分に反映させるかたちで資産が慎重に評価されていると監督当局が認める場合には、その他の自己資本に含めることができる。

17. (b) のケースは、銀行が伝統的にバランスシート上取得原価でかなりの量の株式を保有しており、それらを時価で売却し、実現した利益をもって損失を補填することができるし、またしばしばそうしている場合に該当するものである。当委員会としては、この「含み」 (latent) 再評価準備金は、銀行が営業を継続するなかであって (on a going-concern basis) 損失を吸収しうることから、その他の自己資本項目に含めることができると考える。ただし、この場合、市況の変動

幅、および含み益が実現した場合に課される税金を反映させるために、十分な掛け目を付すことを条件とする。こうした点を考慮すると、取得原価である簿価と時価との差額の55%を控除することが適当であるとの合意が得られた。当委員会は、銀行の営業用不動産の過小評価に伴う含み益もその他の自己資本の定義に含められるべきであるとの提案を検討したが、却下した。

(iii) 一般引当金および一般貸倒引当金 (General provisions/general loan-loss reserves)

18. 一般引当金ないし一般貸倒引当金は、特定されていない損失の可能性に対し積み立てられるものである。特定の資産における評価額の認定された減価を反映していない場合は、これらの引当金は tier 2 自己資本に含めるべき適格性を有している。ただし、特定化された損失に対し、ないしは資産あるいは資産の1グループまたはその一部の認定された減価に対し引当金が積み立てられている場合には、こうした引当金等は将来生じうるであろうが特定しえない損失に対しては自由に利用できないので、自己資本の本来備えている資質を有しているとはいえない。従って、これらの引当金は、自己資本に含めるべきではない。
19. 委員会に出席している監督当局者は、監督上いかなる認定された価値の減少についても必ず然るべく注意を払おうとしている。当局はまた、一般引当金または一般貸倒引当金は、それが、個々の資産であれ、グループ化されたものであれ、特定の資産の減価に対処することが意図されたものでないときのみ、自己資本に含まれることを確実なものとするだろう。
20. この意味するところは、特定の資産（海外でも国内でも）の質の劣化から銀行を守るために設定された、一般引当金もしくは一般貸倒引当金の中の全ての項目は、自己資本に含めることは不適格だということである。とりわけ、カウンターリスクに関わる資産、不動産貸出、その他の問題分野における認定された減価に対応している項目は、自己資本から除かれることになるだろう。
21. 上記の条件のもとで、tier 2 算入の適格性を有する一般引当金もしくは一般貸倒引当金については、算入に当たり、ウェイト付けしたリスク・アセットの1.25%を上限とする。

(iv) 負債性資本調達手段 (Hybrid debt capital instruments)

22. 本カテゴリーには、いくつかの資本調達手段、すなわち、株式の性格と負債の性格を兼ね備えた手段が含まれる。これらは、それぞれ、自己資本の性質を備えるように工夫された特徴を有している。これらの資本調達手段のうち、株式に極めて近いもの、特に銀行を清算に追込むことなく営業を続けさせながら、損失の補填に充当することができるものについては、その他の自己資本に含める旨合意に達した。累積的な固定配当 (cumulative fixed charge) を伴う優先株式に加え、例えば、カナダの長期優先株式 (long-term preferred shares)、フランスの資本参加証券 (titres participatifs) および永久劣後債 (titres subordonnés à durée indéterminée)、ドイツの享益権付証券 (Genussscheine)、英国の永久債 (perpetual debt instruments)、米国の転換義務付証書 (mandatory convertible debt instruments) などが本カテゴリーに該当すると思われる。このような資本調達手段の適格基準は、付1に示されている。

(v) 期限付劣後債 (Subordinated term debt)

23. 当委員会では、期限付劣後債は、満期が固定している点、および銀行を清算する場合を除いて損失の補填に充当できない点において、自己資本の構成要素としては、かなり大きな欠点 (deficiencies) を有するという点で合意された。これらの欠点を考慮すれば、自己資本に算入しうる額には、別途制限を設けるべきであろう。従って、原契約期間が5年超の期限付劣後債は、コアとなる自己資本の50%を限度として、また適切なアモチゼーションが行われていることを条件として、その他の自己資本に算入しうるものとされた。

(c) 自己資本からの控除項目 (Deductions from capital)

24. リスク・アセット・レシオを算出する際は、自己資本 (capital base) から以下の項目を控除するとの結論に達した。

- (i) 営業権相当額 (goodwill) 資本項目の第1分類 (tier 1) からの控除。
- (ii) 自国の制度において連結されていない、銀行業務および金融活動に従事している子会社に対する出資。通常、銀行グループの自己資本充実度を計測する際は子会社を連結するが、連結が行われない場合は、同一の自己資本がグ

ループ内の複数箇所で用いられることを防ぐため、こうした控除が不可欠となる。このような出資の控除は、総自己資本からなされる。子会社に対する出資を自己資本から控除する場合、親会社の自己資本比率算定上、当該出資に相当する資産は総資産に含まない。

25. 他の銀行ないし預金受入機関が発行した資本調達手段（株式、その他の資本調達手段とも）を銀行が保有している場合、これを控除の対象とすべきか否かについて当委員会は慎重に検討した。銀行システムの外にいる投資家から資本を調達せず、銀行システム全体として資本を持ち合うことを防止するため、いくつかのG-10諸国では、監督当局が銀行に対して上記のような控除を義務付けている。当委員会では、こうしたダブル・ギアリング（ないしは「ダブル・レバレッジ」）は、ある金融機関における問題が他の金融機関に迅速に伝播することで、銀行制度をより脆弱なものとするシステム上の危険を持っていることを十分認識している。また、何人かのメンバーは、こうした危険が存在する以上、他の銀行の資本調達手段に係る保有額全額を自己資本から控除する政策の方が正当だと考えている。
26. こうした懸念があるにも拘らず、当委員会全体としては、現段階においては、他の銀行の資本調達手段に係る保有分を全額控除することを一般的な政策として導入することに賛成していない。これは、現在こうした政策を導入した場合、国内銀行制度の構造に生じている大幅かつ好ましい変化を妨げることになるからである。
27. ただし、当委員会は、本件につき以下のとおり合意した。
 - (a) 各国監督当局は、裁量により控除政策を採用しうる。控除の対象は自由とする（他の銀行に対する出資の全額、出資側の銀行ないし調達側の銀行の自己資本の一定割合を超える分、ケース・バイ・ケースで決定、等）。
 - (b) 控除を行わない場合、銀行の保有する他の銀行の資本調達手段に対しては100%のリスク・ウェイトを付す。
 - (c) 各国は、銀行自己資本の持合いによって銀行の資本ポジションを人為的に膨らませることは認めない、との共通認識に基づいて方針を決定する。

- (d) 当委員会は、国際的な銀行制度全体におけるダブル・ギアリングの程度を綿密にモニターし、将来何らかの規制を導入する可能性を否定しない。このため、監督当局としては、銀行の保有する他の銀行の株式ないし（本合意のフレームワークにおいて自己資本と認められる）その他の資本調達手段の推移について、監督当局と当委員会のモニタリングが可能となるよう、適切な統計を整備するつもりである。

リスク・ウェイト (The Risk Weights)

28. 銀行の自己資本充実度を計測する手法として、当委員会は、加重リスク・レシオ、すなわち資産およびオフバランス・エクスポージャーを相対的なリスク度に応じて大まかなカテゴリーに分類のうえウェイト付けし、これに対する自己資本の比率を算出する手法が好ましいと考える。他の算定手法が有益でないということではないが、当委員会としてはリスク・ウェイト分析が他の手法に勝ると考える。リスク・レシオは、単純なギアリング・レシオに比べて、以下の利点を有している。
- (i) 構造の異なる銀行システムを国際比較する際、公平なベースとなる。
 - (ii) オフバランス・エクスポージャーを比較的簡単に算入することができる。
 - (iii) 銀行が流動資産および低リスクの資産を保有する意欲を削ぐ要因とならない。
29. リスク・ウェイトのフレームワークは可能な限り単純なものとし、ウェイトは、0%、10%、20%、50%、100%の5種類のみとする。それぞれのタイプの資産にどのウェイトを付すかを決定するにあたっては、多少の割り切りを行わざるを得ない。従って、本ウェイトは、様々な商品 (instruments) の市場価格決定を目的として行われる商取引上の判断を代替するもの、と考えるべきではない。
30. ウェイト構成については付2および付3に詳しく示されている。本構成の以下5つの点については、特に注意を喚起したい。
- (i) **本フレームワークの対象となるリスク (Categories of risk captured in the framework)**
31. 銀行の経営者が警戒しなければならないリスクは多種多様である。多くの銀行にとって、最大のリスクは信用リスク (すなわち相手方当事者の破綻というリスク) であるが、その他にも、投資リスク、金利リスク、為替リスク、集中リスク (concentration risk) 等、様々なリスクがある。本フレームワークで主眼が置かれているのは、信用リスクおよび信用リスクの延長線上にあるカントリー・リスクである。各国監督当局が裁量によってその他のタイプのリスクを限定的に組み入れることは自由である。例えば、外国為替のオープン・ポジションあるいは

は投資リスクのいくつかの側面に対してウェイトを付すことを希望する国もあろう。現段階においては、本フレームワークの中で他の種類のリスクに関する取扱いを標準化する試みはなされていない。

32. 当委員会では、固定利付の自国国債の保有に関し投資リスクを考慮して追加的なウェイトを設定すべきか否かについて検討した。投資リスクは金利リスクの一種であり、もちろん、オンバランス、オフバランスを問わず銀行活動全般に伴い発生するものである。現在のところ、自国政府の発行した債券については、各国監督当局が自由に 0%ないし 一定の低いウェイトを付するとの結論が出されている（例えば、すべての債券について 10%、あるいは 1 年未満の満期のものにつき 10%、同 1 年以上のものにつき 20%）。もっとも、リスク全般についてはさらに研究を続ける必要があり、その結果、バランスシート全体について金利リスクを算定するための十全な手法を開発できるようになった場合には、信用リスクに関する本フレームワークと並んで、何らかの適切な規制（control）を適用することを検討すべきであるという点では、全メンバーの意見が一致している。その方向で可能性を探るため、既に作業が開始されている。

(ii) カントリー・リスク（Country transfer risk）

33. カントリー・リスクについては、当委員会は、測定のフレームワークにカントリー・リスクを組込むための満足のいく方法を見出すことが困難であることを十分認識している。当初の協議用資料では、検討およびコメント用に、2つの選択肢を提示した。まず第一は、単純に自国機関（中央政府、公共部門および銀行）向け債権と外国向け債権とを区別することであり、第二は、高い信用力を有する特定の国のグループ化というアプローチに基づいて区分することであった。
34. 協議期間中に G-10 諸国の銀行および銀行協会から当委員会に寄せられたコメントは、圧倒的に第二の選択肢を支持するものであった。こうした方法を支持する論拠として、当委員会に対し、以下の3つの議論が強く主張された。第一に、単純な自国・他国による区分は、国によってカントリー・リスクが大きく異なっており、かかるリスクは特に国際業務に携わる銀行の測定システムにおいては、工業国と非工業国との間の信用力の大きき区分を取り入れることが必要なほど重要なものである、との現実を無視するものであることが強く主張された。第二

に、自国・他国の区分は、金融市場のグローバルな統合を反映しておらず、今後何らかの調整が行われないとすれば、国際業務に携わる銀行はユーロ・カレンシー負債に見合う流動資産として、主要国の中央政府発行債券を保有することに消極的になろう。そうした意味で、自国・他国の区分によるアプローチは、流動性管理の健全性を促進させるというリスク・ウェイトのフレームワークの重要な目的と対立することになる。第三に、もっとも重要な点として、EC加盟国は域内における銀行、中央政府および公共部門向け債権を平等に取扱うという原則を厳格に貫くことになる。こうした原則が実施されれば、自国・他国という区分がECに加盟している7か国のG-10諸国に適用される場合と、同区分がEC非加盟国に適用される場合との間に、好ましからざる非対照性が存在することになる。

35. 以上の議論を踏まえ、当委員会としては、区分されたリスク・ウェイトを適用するためのベースとして特定国のグループを採用すること、また、このグループとは、OECD加盟国およびIMFの一般借入取極（General Arrangements to Borrow）に関連してIMFと特別な貸付取極を締結している国とすること、との結論を下した。これらの国のグループを以下ではOECD諸国という。ただし、公的債務のリスケジュールを行った国は5年間は当該グループから除外されることとする。

36. こうした決定から、ウェイト構造については以下のような結論に達した。まず、OECD諸国の中央政府向け債権にはゼロ・ウェイト（もし自国監督当局が金利リスクを取り込むことを選ぶ場合は低ウェイト）を付す。OECD諸国の中央政府以外の公共部門向け債権には低ウェイトを付す（後述(iii)参照）。OECD諸国以外の中央政府および中央銀行向け債権には、当該債権が現地通貨建であり、同通貨建の負債により調達されたものであれば、ゼロ・ウェイト（もし各国監督当局が投資リスクを取り入れる場合には低ウェイト）を付す。この点は、こうした債権には外国為替のアベイラビリティおよびトランスファーにかかわるリスクが存在しないことを映じたものである。

37. インターバンク債権に関しては、国際インターバンク市場における効率性と流動性を確保するために、OECD諸国の内外の銀行向け短期債権には区別を設けない。しかしながら、当委員会では、インターバンク市場において流動性を

管理する手段として認められており、かつ、リスクが低いと認識されている銀行向けの短期債権と、特定の取引としばしば関連があり、より高いトランスファー・リスクないし (and/or) 信用リスクを伴う銀行向けの長期対外貸付との間に区別を設けている。従って、設立された場所を問わず、全銀行向けの残存期間 1 年以下の債権には 20% ウェイトを、OECD 諸国の銀行に対する 1 年超の債権には 20% ウェイトを、OECD 諸国以外の銀行に対する 1 年超の債権には 100% ウェイトを、それぞれ適用する。

(iii) 中央政府以外の公共部門に対する債権 (Claims on non-central-government, public-sector entities <PSEs>)

38. 中央政府レベルの下にあるすべての自国内の公共部門 (州、地方当局等) 向け債権については各メンバー国におけるこれら機関の特殊性、および信用力の違いに照らし、単一の共通ウェイトを設定することはできない、との結論に達した。このため、当委員会は、各国の監督当局に対し、自国内の公共部門について適切なウェイトを決定する裁量権を与えることとした。こうした裁量権を行使するに当たってある程度統一性を保つ趣旨から、当委員会は、自国内の公共部門には 0、10、20、50% のウェイトを、OECD 諸国内における他国の公共部門には統一的に 20% のウェイトを、それぞれ付すことで合意した。ただし、こうした措置は、メンバー国における共通のウェイトと斉合的な定義に向けて一層の統一化を目指すため、見直されることとなろう。

公共部門によって保有されている事業会社は、特に民間部門の同様の企業との競争上の不平等を回避するために、100% の統一的なウェイトを適用する。

(iv) 担保および保証 (Collateral and guarantees)

39. 本フレームワークでは、信用リスクを軽減する上で担保が重要な役割を果たしていることを認めてはいるものの、それは限定された範囲にとどまっている。国により銀行担保の徴求方法が異なっていたり、担保価値の物理的ないし価格的安全性が異なっていることを考慮すると、ウェイト設定において、担保を全般的に認めるための根拠を見出すことはできなかった。担保は、現金および OECD 諸国の中央政府、中央政府以外の公的部門、あるいは特定の国際開発銀行の発行する債券によって付保された貸付に限定して認められている。こうした貸付のリスク・ウェイトは、現金もしくは担保に充当されている有価証券のリスク・ウェイトと同一のものである。これらの資産によって部分的に付保された貸付には、そのうちの完全に付保された部分について同等の低ウェイトが付けられる。
40. 第三者によって保証された貸付やその他のエクスポージャーに関しては、当委員会は、OECD 諸国の中央政府、OECD 諸国の公共部門または OECD 諸国の銀行によって保証された貸付については、当該保証人向けの直接債権に付されているウェイト(例えば、銀行の場合には 20%)を適用することで合意した。OECD 諸国以外の銀行によって保証された貸付についても、残存期間 1 年以下のものであれば 20%ウェイトが適用される。当委員会は、本措置が商業貸付に不適切なウェイトを設定することにならないように、その運用をモニターしていく。部分的な保証貸付の場合には、保証で保全されている部分にのみ軽減されたウェイトを付す。保証人たる銀行が引き受けた偶発債務には 100%の掛目を付す(後述 (vi) 参照)。

(v) 住宅により保全された貸付 (Loans secured on residential property)

41. 居住されている住宅に対し設定された抵当権により完全に保全された貸付については、ほとんどの国において貸倒損失の発生が非常に少ないという事実がある。本フレームワークはこの点を勘案し、賃貸されているか、あるいは債務者が居住している(または将来居住する予定の)住宅に設定された抵当権により完全に保全された貸付に対しては、50%のウェイトを付すこととした。監督当局は、50%のウェイトを適用するに当たり、住宅金融 (housing finance) の条件に関する各国国内の取極に従い、この低いウェイトを、居住目的のためのみに、また、

健全性に関する厳格な基準のもとで、限定的に適用することになる。これは、例えば次のようなことを意味することになる。すなわち、あるメンバー国では、当該住宅に対し最初の請求権を持つ第1順位の抵当権に限り、50%ウェイトが適用される。また、他のメンバー国では、厳格かつ法的な評価ルール（valuation rules）により、貸付残高に比べて十分に安全な担保余裕が確保されている場合にのみ、50%ウェイトが適用される。特に、投機的な住宅建設あるいは宅地開発を営む企業に対する貸付に対しては、50%ウェイトは適用されない。その他の担保については、リスク・ウェイトを軽減するものとはみなされない^{（注4）}。

(vi) オフバランスシート取引（Off-balance-sheet engagements）

42. 当委員会は、全てのオフバランスシート取引を自己資本充実度に関するフレームワークの中に取り込むことが非常に重要であると考え。同時に、オフバランスシート取引の中には、リスクを評価するのに極めて限られた経験しかないものもあること、また、オフバランスシート取引、とりわけ非常に新しく、革新的な取引については、取引の金額が極めて少ない場合、複雑な分析方法と詳細かつ頻繁な報告制度が容易には正当化されそうにない国もあることを認識している。合意された方法は、当委員会が1986年3月に銀行向けに発表したオフバランスのエクスポージャーに対する監督上の取扱いに関する報告に示したものと同一である。この方法には、最近の金融取引商品も含めて、全てのカテゴリーのオフバランスシート取引が取り込まれており、名目元本に掛目（credit conversion factor）を乗じて信用リスク相当額へ転換した後、この額に相手方当事者の質に応じてウェイト付けするものである。種々の取引は以下の大きな5つのカテゴリーに分類される（メンバー国は、自国の市場における個々の取引の性格に従って分類するために、ある程度の限定的な裁量を有するものとする）。

(a) 貸付を代替するもの（例えば一般的な債務保証および銀行の手形引受、貸

^{（注4）} 1つのメンバー国は、国内不動産に関する抵当権により保全されたその他の貸出についても、厳格な法的評価基準に基づいて算定された不動産価格の60%を越えない範囲で、より低いウェイトが適用されるべきであると強く感じている。

付や有価証券に対する保証の機能を果たすスタンドバイ L/C) 100%の掛目。

(b) ある種の取引に係る偶発債務(たとえば契約履行保証 < performance bonds >、入札保証 < bid bonds >、品質保証 < warranties >、特定の取引に係るスタンドバイ L/C) 50%の掛目。

(c) 商品の移動に伴う、短期かつ流動性の高い貿易関連偶発債務(例えば、船荷によって担保された荷為替信用状) 20%の掛目。

(d) 原契約期間1年超のコミットメント(長期のコミットメントは概してハイリスクであるという点を考慮)および全てのNIFとRUF 50%の掛目。

短期のコミットメント、ないし任意の時期に無条件で取消可能なコミットメントは通常低リスクのため、ゼロ・ウェイトとしても差支えないとの合意がなされた。

(e) 金利・外為関連取引(例えば、スワップ、オプション、フューチャーズ)

これらの契約に関する信用リスク相当額は2つの方法のいずれか(次項および付3参照)で算出される。

43. 上記(e)における取引には特別の取扱いが必要となる。これは、銀行は契約における取引額(face value)全額の信用リスクにさらされているのではなく、契約相手方が倒産した場合にキャッシュ・フローを再構築する費用だけが信用リスクとなっていることによる。当委員会のメンバーの大半は、これらの取引の信用リスクを評価する正しい手法は、現在の再構築費用(current replacement cost)を時価評価(marking to market)すると共に、これに契約残存期間中の潜在的なエクスポージャー(potential exposure)を表わす要素を付け加えることによって算出するものであると合意した。しかし、オンバランス項目のウェイトの設定手法が相対的なリスク度を大まかに区別しているに過ぎないこととの関連で、上記手法の斉合性を懸念するメンバー国もある。特に、オフバランス取引が現状、全体のリスクのごく一部しか占めていない銀行の場合は、この点は問題であろう。そこで、取引のタイプや期間に応じて、契約のもととなる名目元本に掛目(conversion factor)を付する代替的な方法が提案されている。当委員会は、メンバー国が2つの方法のいずれを選んでもよいとの結論に達した。上記の2つの手法の詳細は付3に示されている。

目標基準比率（A Target Standard Ratio）

44. 銀行との協議およびフレームワークの試行を経て、当委員会は、国際業務に携わる全銀行の達成が期待されている最低基準を設定すべき旨、合意した。また、この基準は、国際業務に携わる全銀行が健全かつ一貫した自己資本比率を時間をかけて達成する、との目的と一致するレベルに設定されるべきである、ことも合意されている。従って、当委員会は、リスク・アセットに対する自己資本の比率の目標基準を8%に設定すべきである（コアとなる自己資本の比率は少なくとも4%とする）ことを確認する。

以 上

自己資本 (capital base) の定義

A. 資本項目 (Capital elements)

第 1 分類 (Tier 1)

- (a) 株式払込資本金 / 普通株式 (paid-up share capital / common stock)
- (b) 公表準備金 (disclosed reserves)

第 2 分類 (Tier 2)

- (a) 非公表準備金 (undisclosed reserves)
- (b) 資産再評価準備金 (asset revaluation reserves)
- (c) 一般引当金 / 一般貸倒引当金 (general provisions / general loan loss reserves)
- (d) 負債性資本調達手段 (hybrid <debt/equity> capital instruments)
- (e) 期限付劣後債 (subordinated term debt)

第 1 分類と第 2 分類の各項目を自己資本への算入対象項目とする。ただし、以下の条件に従うものとする。

B. 算入限度 (Limits and restrictions)

- (i) 第 2 分類 (その他の自己資本) 項目の合計額は第 1 分類項目の合計額の 100% を上限とする。
- (ii) 期限付劣後債は第 1 分類項目の合計額の 50% を上限とする。
- (iii) 一般引当金および一般貸倒引当金が、資産の評価損や、特定しえないかたちでバランスシート上に潜んでいる損失を反映する金額を含んでいる場合には、これらの引当金の額はリスク・アセットの 1.25% ポイント。
- (iv) 保有有価証券の含み益というかたちをとる再評価準備金 (後述) については 55% を控除する。

C. 自己資本からの控除 (Deductions from the capital base)

第1分類 (Tier 1) からの控除項目 :

営業権相当額 (goodwill)

総資本 (total capital) からの控除項目 :

(i) 非連結の、銀行業務および金融活動に従事している子会社に対する出資 (investments in unconsolidated banking and financial subsidiary companies)

(留意事項) 銀行グループに対して本フレームワークが連結ベースで適用されることを前提とする。

(ii) 他の銀行および金融機関に対する出資 (各国当局の裁量)

D. 資本項目の定義 (Definition of capital elements)

(i) 第1分類 (Tier 1) :

第1分類に含まれるのは、永久株主資本 (permanent shareholders' equity)、発行済かつ完全払込み済の普通株式 < ordinary shares/common stock > と非累積配当型優先株式 < perpetual non-cumulative preference shares >) および公表準備金 (disclosed reserves)、留保利益ないし余剰金の処分によって生じるか増加するもの。すなわち、株式払込剰余金 < share premiums >、利益剰余金 < retained profit >、一般準備金および法定準備金 < general reserves and legal reserves >) のみ。公表準備金にはまた、下記の基準を満たす同質の一般積立金 (いくつかの EC 諸国における一般銀行リスク積立金のような) を含む。

同積立金に対する資金の割当ては、税引き後の留保利益もしくは全ての潜在的税債務を調整済の税引き前利益から行われなければならない。

同積立金へのおよび積立金からの資金の出入りが、銀行の公表された勘定のなかに個別にディスクロースされていなければならない。

同積立金は、損失が発生次第、銀行が損失に対応するために、非限定的かつ

即時に使用できなければならない。

損失を直接同積立金から差引くことはできず、損益勘定を経由しなければならない。

(ii) 第2分類 (Tier 2) :

(a) **非公表準備金**は、監督当局に受容されていることを条件として、その他の資本項目に加えられる。これらの準備金は、一部の国において、税引後の利益剰余金の中から非公表準備金として積立てることを認められているものである。バランスシート上に明示されていないという点を除けば、これらの準備金は公表資本準備金と同様の高い質と性格を備えている。すなわち、これらの準備金は、引当金やその他の負債項目には係わりがなく、将来発生しうる予測し難い損失を補填するため自由かつ即座に充当しうる。なお、保有有価証券の簿価が時価を下回っている場合の含み益（後述）は、本準備金の定義に該当しない。

(b) **再評価準備金**には2通りある。まず第1に、一部の国の銀行（およびその他の事業会社）は、固定資産、通常は営業用不動産を市場価値の変動に合わせて時々再評価することが認められている。国によっては、再評価の額が法定されている場合もある。こうした再評価は、バランスシート上に再評価準備金として計上されている。

第2に、取得原価を簿価とする株式の長期保有の結果、含み益（hidden values）、すなわち「含み」再評価準備金（“latent” revaluation reserves）が発生する。

これら2通りの再評価準備金は、いずれも第2分類に含まれる。ただし、対象資産は、慎重に評価され、市況変動ややむを得ない売却（forced sale）の可能性が十分反映されていることを条件とする。「含み」再評価準備金については、こうした形態の未実現資本にありがちな不安定性及び未実現資本に対する名目上（notional）の税金を勘案して、取得原価である簿価と時価との差額に55%の控除を行う。

(c) **一般引当金 / 一般貸倒引当金**：現時点では特定されない損失に対して積立

てられた引当金ないし貸倒引当金は、損失が現実化した場合には自由に充当しうるものであり、補完的資本項目としての資質を有している。特定の資産の認定された減価に対応した引当金、ないし、既存の負債に対する引当金は、個々にであろうとグループ化されたものでであろうと、本項目に該当しない。更に tier 2 への算入の適格性を有する一般引当金および一般貸倒引当金は、ウェイト付けしたリスク・アセットの 1.25%を上限とする。

- (d) **負債性資本調達手段**：本項目には、株式資本と負債の性格を組合わせた一連の資本調達手段が含まれる。これらの資本調達手段の正確な内容は国によって異なるが、いずれも以下の条件を満たしていなければならない。

無担保 (unsecured)、劣後 (subordinated)、払込み済み (fully paid-up) であること。

所有者の意思により、あるいは監督当局の事前承認なしで、償還されることがないこと (not redeemable)。

当該銀行が営業を継続している状態において、損失の補填に充当しうること (available to participate in losses)。(この点は、伝統的な劣後債と異なる。)

利払いの義務が伴い、かつ当該義務を減じたり撤回したりすることが常に不可能であっても構わない (この点は、普通株式の配当と異なる)。ただし、当該銀行の収益状況が悪化した場合は、元利払い義務の延期が認められる (it should allow service obligations to be deferred) (この点は累積配当型優先株式と同様)。

上記の性格を有する累積配当型優先株式は本カテゴリーに含めるのが適当である。加えて、本カテゴリーに含めるのが適当と思われる資本調達手段を例示すれば以下のとおりである。すなわち、カナダの長期優先株式 (long-term preferred shares)、フランスの資本参加証券 (titres participatifs) および永久劣後債 (titres subordonnés à durée indéterminée)、ドイツの享益権付証券 (Genussscheine)、英国の永久劣後債 (perpetual subordinated debt) および優先株式 (preference shares)、米国の転換義務付証書 (mandatory convertible debt instruments)。負債性資本調達手段のうち、上記の諸条件を満たしていないものは、下記 (e) に算入される。

- (e) **期限付劣後債**：本項目には、最低5年超の原契約期間を持つ伝統的な無担保劣後債（unsecured subordinated debt capital instruments）および期限付優先株式（limited life redeemable preference shares）が含まれる。これらの資本調達手段においては、残存期間が5年以内になった場合、自己資本充当価値としての減価を考慮するため、年率20%の累積的ディスカウント（もしくはアモチゼーション）が適用される。これらの資本調達手段は、上記(d)に含まれる資本調達手段とは異なり、銀行が営業を継続している状態においては損失の補填に充当することが通常できない。このため、自己資本への算入は第1分類の50%相当額を限度とする。

オンバランスシートの資産カテゴリー毎のリスク・ウェイト

0%	<p>(a) 現金 (cash) ^(注1)</p> <p>(b) 現地通貨により調達された中央政府および中央銀行向け同通貨建債権 (claims on central governments and central banks denominated in national currency and funded in that currency)</p> <p>(c) OECD 諸国 ^(注2) の中央政府 ^(注3) および中央銀行向けその他債権 (other claims on OECD central governments and central banks)</p> <p>(d) 現金もしくは OECD 諸国の中央政府債券 ^(注3) によって担保されるか、あるいは OECD 諸国の中央政府 ^(注4) によって保証された債権 (claims collateralised by cash or OECD central-government securities or guaranteed by OECD central governments)</p>
0、10、20 ないしは 50% (各国裁量)	<p>(a) 中央政府以外の自国公共部門向け債権および同部門によって保証されたないしは同部門の発行する債券で担保された債権 ^(注4) (claims on domestic public-sector entities, excluding central government, and loans guaranteed or collateralised by securities issued by such entities)</p>

(注1) 自行金庫内に保有されているか、金負債によって裏付けられた部分の金地金を含む (各国裁量)。

(注2) OECD 諸国とは、OECD 加盟国および IMF の一般借入取極 (General Arrangements to Borrow) に関連して IMF と特別な貸付取極を結んでいる国をいう。ただし、当該グループ内で過去5年間に対外公的債務のリスケジュールを行った国は除かれる。

(注3) いくつかのメンバー国では、投資リスクを考慮するために OECD 諸国の中央政府の発行した債券にリスク・ウェイトを適用する予定である。その場合、ウェイトは、例えば 全ての債券について10%、あるいは 残存期間1年以下の債券に10%、同1年超の債券に20%となる。

(注4) これらの機関により部分的に保証された商業債権については、そのうちの完全に保証された部分について同等の低いウェイトが適用される。これと同様に、現金あるいは OECD 諸国の中央政府または中央政府以外の公共部門あるいは国際開発銀行の発行する債券によって部分的に担保された債権には、そのうちの完全に保全された部分について低いウェイトが適用される。

20%

- (a) 国際開発銀行（世銀、米州開銀、アジア開銀、アフリカ開銀、欧州投資銀行、欧州復興開発銀行）^(注5) 向け債権およびこれらの銀行によって保証されるか、あるいはこれらの銀行の発行債券によって担保された債権^(注4) (claims on multilateral development banks <IBRD, IADB, AsDB, AfDB, EIB, EBRD> and claims guaranteed by, or collateralised by securities issued by such banks)
- (b) OECD 諸国の銀行向け債権および OECD 諸国の銀行によって保証された債権^(注4) (claims on banks incorporated in the OECD and claims guaranteed by OECD incorporated banks)
- (c) 特にリスク・ベースの自己資本規制^(注6) を含む、類似の規制・監督体制の下にある OECD 諸国の証券会社向け債権およびこれらの証券会社によって保証された債権 (claims on securities firms incorporated in the OECD subject to comparable supervisory and regulatory arrangements, including in particular risk-based capital requirements, and claims guaranteed by these securities firms)
- (d) 残存期間 1 年以下の OECD 諸国以外の銀行向け債権および OECD 諸国以外の銀行によって保証された残存期間 1 年以下の債権 (claims on banks incorporated in countries outside the OECD with a residual maturity of up to one year and claims with a residual maturity of up to one year guaranteed by banks incorporated in countries outside the OECD)
- (e) 自国を除く OECD 諸国の中央政府以外の公共部門向け債権および同部門によって保証されたないしは同部門の発行する債券で担保された債権 (claims on non-domestic OECD public-sector entities, excluding central government, and claims guaranteed by or collateralised by securities issued by such entities)
- (f) 取立未済手形 (cash items in process of collection)

(注5) G-10 諸国が出資している他の国際開発銀行向け債権についても、各国裁量により、20% ウェイトを設定することができる。

(注6) すなわち、自己資本合意及びマーケット・リスクを対象とするための改定により銀行に適用されているものと類似の自己資本規制。「類似の」という言葉は、川下に位置付けられる関連会社についての連結ベースの規制及び監督に当該証券会社（必ずしも親会社ではない）が服しているという意味を含んでいる。

- 50% (a) 債務者が現在または将来居住するか、もしくは賃貸されている住宅に対し設定された抵当権により完全に保全された貸付 (loans fully secured by mortgage on residential property that is or will be occupied by the borrower or that is rented)
- 100% (a) 民間部門向け債権 (claims on the private sector)
- (b) 残存期間1年超のOECD諸国以外の銀行向け債権 (claims on banks incorporated outside the OECD with a residual maturity of over 1 year)
- (c) OECD諸国以外の中央政府向け債権 (claims on central governments outside the OECD) (現地通貨により調達された同通貨建債権でない場合 前述参照)
- (d) 公共部門所有の事業会社向け債権 (claims on commercial companies owned by the public sector)
- (e) 営業用土地・建物・動産およびその他の固定資産 (premises, plant and equipment and other fixed assets)
- (f) 不動産投資およびその他の投資 (real estate and other investments) (他の企業に対する非連結出資を含む)
- (g) 他の銀行の発行した資本調達手段 (capital instruments issued by other banks) (自己資本から控除されていない場合)
- (h) その他のすべての資産 (all other assets)

オフバランスシート取引の掛目

本フレームワークは、様々なタイプのオフバランスシート取引手段あるいは取引に掛目を乗ずることによって、オフバランスシートのエクスポージャーに対する信用リスクを考慮している。外為・金利関連偶発債務取引を除いた掛目は以下の表の通りである。これらの掛目は、1986年3月に公表された当委員会報告書「銀行のオフバランスシート取引の管理について：銀行監督上の見解（The management of banks' off-balance-sheet exposure; a supervisory perspective）」で示されたように、信用リスクの相対的水準のみならず、クレジット・エクスポージャーの概算規模や存在の可能性に基づいている。なお、掛目については、さらにオンバランスシート取引の相手方当事者の区分に適用されるウェイト（付2参照）を乗じることになる。

取引手段	掛目
1. 直接的な信用供与代替取引（direct credit substitutes）、例えば一般的な債務保証（貸付や有価証券の銀行保証として使われるスタンバイ信用状を含む）および手形引受（手形引受の性格を持つ裏書きを含む）	100%
2. 取引に係る偶発債務の一部（certain transaction-related contingent items）、例えば契約履行保証、入札保証、品質保証、特定の取引に係るスタンバイ L/C	50%
3. 短期かつ流動性の高い貿易関連偶発債務（short-term self-liquidating trade-related contingencies）、例えば船荷により担保された荷為替信用状	20%
4. 信用リスクが銀行に帰属する買戻条件付売却および求償権付資産売却 ^(注1) （sale and repurchase agreements and asset sales	100%

(注1) これらの取引は、取引に参加している相手方当事者とは無関係に、資産に応じてウェイト付けされる。逆現先（すなわち、売戻条件付買入、銀行が当該資産の受取手となっている場合）は、取引の経済的現実性に照らし、担保付貸付とみなされる。従って、そのリスクは、取引先に対するエクスポージャーとして測定される。一時的に取得された資産が低いリスク・ウェイトを付された証券の場合、これを担保とみなして、リスク・ウェイトを軽減する。

with recourse)

- | | |
|---|------|
| 5. 確実な実行を伴うコミットメントである先物資産購入、先渡し預金および部分払込株式または債券 ^(注1) (forward asset purchases, forward forward deposits and partly-paid shares and securities) | 100% |
| 6. NIF および RUF (note issuance facilities and revolving underwriting facilities) | 50% |
| 7. 原契約期間 1 年超の他のコミットメント (例えば正式のスタンバイ契約およびクレジットライン < formal standby facilities and credit lines >) | 50% |
| 8. 原契約期間 1 年以下の、あるいは任意の時期に無条件で取消し可能な上記 7 と同様のコミットメント | 0% |

(留意事項 : メンバー国は、個々の取引が上記 1 から 8 までのいずれに該当するかについて、各国の市場における取引の特徴に応じて分類する限定的 裁量権を持つ)

フォワード、スワップ、オプションの買い、およびそれに類似した派生商品取引

フォワード、スワップ、オプションの買い、およびそれに類似した派生商品取引の取扱いには特別の配慮が必要である。なぜなら、これらの取引において銀行は、契約の額面金額全体について信用リスクを負っているわけではなく、契約の相手方が破綻した場合にキャッシュ・フローを再構築するための潜在コスト（時価評価額が正の値をとっている契約について発生）が信用リスクに相当する。与信相当額（credit equivalent amounts）は、主として契約期間や、原資産のレート・価格のボラティリティによって決まる。日々、現金による変動証拠金の受払いを必要としている取引所取引は、対象外とすることができる。店頭でのオプションの買いには、その他の取引と同一の掛目を付す。

市場では多様な取引手段が用いられているが、それらの取引手段に伴う信用リスクを測定する際の理論のベースはすべて同じである。その理論のベースとは、様々なボラティリティの仮定のもとに、スワップ取引のマッチド・ペア^{（訳注1）}（matched pairs of swaps）がどのような影響を受けるかを分析することによって形成されたものである。金利関連取引とは、同一通貨間の金利スワップ、ベシス・スワップ^{（訳注2）}、FRA、金利先物、金利オプションの買い等を指すものとする。外為関連取引とは、異種通貨間の金利スワップ、外為先物契約、通貨先物、通貨オプションの買い等を指すものとする。なお、原契約期間が14日以内の外為関連取引は、本提案の対象外とすることができる。金関連取引は、信用リスクを算定する目的においては、原契約期間が14日以内の取引も本提案の対象に含める点を除いて外為関連取引と同様に取扱う。金を除く貴金属は別の取扱いを受ける。金を除く貴金属関連取引は、貴金属（例えば、銀、白金、パラジウム）に基づくフォワード、スワップ、オプションの買いおよびそれに類似した派生商品取引を指すものとする。その他のコモディティについても別途取扱われる。その他のコモディティ関連取引は、エネルギー取引、農産物取引、卑金属（例えば、

（訳注1） 同一条件を備えた一組の契約で、銀行が一方の契約の買い手であり、かつ他方の契約の売手となっている取引。

（訳注2） 同一通貨の変動金利間のスワップ。

アルミニウム、銅、亜鉛)およびその他の非貴金属のコモディティ取引に基づく
 フォワード、スワップ、オプションの買いおよびそれに類似した派生商品取引を
 指すものとする。エクイティ関連取引は、個別の株式や株価指数に基づくフォ
 ワード、スワップ、オプションの買いおよびそれに類似した派生商品取引を指すも
 のとする。

カレント・エクスポージャー方式

G-10 諸国の監督当局は、これらの取引の信用リスクを測定する最良の手段は、
 契約を時価評価することによって現在の再構築コストを算出し(すなわち、カレ
 ント・エクスポージャーを推定することなく把握する)、さらに、これに契約残
 存期間中の将来の潜在的なエクスポージャーを反映する要素(アドオン)を上乗
 せするよう銀行に求めることであると考えている。銀行が、このカレント・エク
 スポージャー方式によってこれらの取引の与信相当額を算出するには、以下の2
 項目を合計するものとする。

正の価値を有するすべての契約の再構築コスト(時価評価により算出)
 の合計。

想定元本総額をベースに、残存期間に応じて以下の掛目を乗じること
 により算出された将来の潜在的なエクスポージャー。

残存期間	金利関連	外為関連および 金関連	エクイティ 関連	貴金属(除く 金)関連	その他の コモディティ関連
1年以下	0.0%	1.0%	6.0%	7.0%	10.0%
1年超5年 以下	0.5%	5.0%	8.0%	7.0%	12.0%
5年超	1.5%	7.5%	10.0%	8.0%	15.0%

留意点:

1. 元本を複数回交換する取引については、各掛目を残存交換回数倍しなけれ
 ばならない。

2. 特定の支払期日においてその時点でのエクスポージャーを清算する構造で、かつ、こうした特定の期日において市場価値がゼロになるように契約条件がリセットされる契約については、残存期間を次のリセット日までの期間とみなすことができる。上述の基準を満たす、残存期間が1年超の金利関連取引については、アドオン掛目は0.5%をフロアーとする。
3. このマトリックスの各列に記された商品に当てはまらないフォワード、スワップ、オプションの買いおよびそれに類似した派生商品取引は、「その他のコモディティ関連取引」として扱う。
4. 同一通貨の変動金利間の金利スワップについては、将来の潜在的なエクスポージャーは算出せず、これらの金利スワップの信用リスク・エクスポージャーは時価評価額のみをベースに算出する。

監督当局は、アドオンが見掛け上の想定元本ではなく実質的な想定元本に基づいて確実に計算されるよう注意を払うものとする。契約上の想定元本が取引の仕組みによってレバレッジされていたり、高められている場合、銀行は、将来の潜在的なエクスポージャーの算出に当たって実質的な想定元本を用いなければならない。

オリジナル・エクスポージャー方式

各国監督当局の裁量^(注2)により、銀行は、金利および外為関連取引についてはより簡便な代替的な方式を用いることができる。この方式においては、将来の潜在的なエクスポージャーは、特定の報告日における取引の市場価値に拘らず、取引の種類と割当てられた想定元本に基づいた自己資本ウェイトに関して推計される。オリジナル・エクスポージャー方式は、マーケット・リスク規制が実施されるまでは使用可能であるが、実施されると、このバーゼル合意に基づき監督を

(注2) 監督当局によっては個別銀行に対し2つの算定手法のうちいずれかを選択することを認めても差支えない。ただし、一旦カレント・エクスポージャー方式の採用を選択した場合には、オリジナル・エクスポージャー方式に戻ることは認められない。

受ける銀行については使用が認められなくなる^(注3)。エクイティ、金を除く貴金属、その他のコモディティに基づくフォワード、スワップ、オプションの買いおよびそれに類似した派生商品取引を行う銀行に対しては、カレント・エクスポージャー方式を適用することが求められる。

このオリジナル・エクスポージャー方式では、銀行は、各取引の性質と契約期間に応じ、以下の2組の掛目のいずれかを当該取引の想定元本に乗じることによって与信相当額を算出する。

期 間 ^(注4)	金利関連取引	外為関連取引および金
1年以下	0.5%	2.0%
1年超2年以下	1.0%	5.0% (すなわち 2%+3%)
追加1年毎	1.0%	3.0%

相対ネッティング

相対ネッティング、すなわち同一取引相手方と締結したフォワード、スワップ、オプションないしそれに類似したあらゆる派生商品取引から生じる債権に関して、グロスの債権ではなくネットの債権を信用リスク相当額とすることの問題点について、慎重な検討が行われた^(注5)。当委員会が懸念しているのは、倒産した取引相手方の管財人等(liquidator)が、ネットされた契約を組戻す(unbundle)権限を有している(あるいはその可能性がある)場合、倒産先に有利な契約につ

(注3) 各国監督当局は、12ヶ月以内の追加的な移行期間を設定することができる。

(注4) 金利関連取引に関して、掛目を原契約期間、残存期間のいずれかに基づいて定めるべきかについては、各国裁量である。外為関連取引および金に関しては、掛目は当該取引の原契約期間に応じて計算する。

(注5) ペイメント・ネッティング(payments netting)は日々の決済に係る事務コストを削減することを目的にしたものであるが、取引相手方に対するグロス債権の額には全く影響を及ぼさないことから、自己資本規制上所要自己資本算定に関するフレームワークにおいてはネッティングの効果は認められない。

いては履行を請求する一方、不利な契約については履行しないことができることとなるため、取引相手方に対する信用リスクは削減されないのではないかという点である。

こうしたことから、自己資本規制上、以下の点が合意された。

- (a) 銀行は、更改（novation）の契約下にある取引、すなわち、銀行と取引相手方との間で、特定の期日に特定の通貨を受払いする債権・債務を、自動的に他の全ての同一通貨、同一期日の債権・債務と合算することにより、それまでのグロスの債権・債務を法的に一本の金額に置き換える旨定めた契約下にある取引をネットすることができる。
- (b) 銀行は、また、(a)とは異なる形態の更改を含め、(a)以外の法的に有効な形態を有する相対ネットリング契約下にある取引についてネットすることができる。
- (c) (a)および(b)いずれの場合でも、銀行は以下の点について自国監督当局を満足させる必要^(注6)がある。
 - (1) 取引相手方とのネットリング契約（netting contract or agreement）が、すべての対象取引を網羅する単一の法的債権・債務を創出するものであって、その結果、債務不履行や破産、清算等により取引相手方からの履行を受けられなくなった場合に、銀行としては、ネットリング契約の対象取引に係る正と負の時価評価額をネットした合計額のみを受払する、単一の債権ないし債務を有することになるものであること。
 - (2) 法的紛争が生じた場合、関連する法律に照らして、銀行のエクスポージャーは上記ネット額に止まると所管の法廷および当局が判断するであろうことを示す、書面による合理的な法的見解が存在していること。その場合、関連する法律は、

(注6) 1994年7月以前から、上記(a)で示されている契約についてネットリングが認められている場合には、当該契約が以下に示す条件を満たしているかどうかの判断は各国監督当局の裁量に委ねることとする。

取引相手方に設立の許認可を与えた法域（jurisdiction）の法律、また、取引相手方の海外支店が含まれる場合、上記に加え当該支店の所在する国の法律、

ネットティングの対象となる個々の取引に係る法律、

ネットティングを実行するために必要な契約に係る法律、

である。

各国監督当局は、必要に応じ他の監督当局と協議を行ったうえで、ネットティング契約が関係各国の法律下において法的有効性を有することについて満足を得なければならない^{（注7）}。

（3） 関連法が改正される可能性を考慮して、ネットティング取極めの法律上の特性を見直すための適切な手続きが常に確保されていること。

ウォーク・アウェイ条項（walkaway clauses）を含む契約に関しては、バーゼル合意に基づく所要自己資本の算定に際して、ネットティングを行うことは認められない。ウォーク・アウェイ条項とは、債務不履行当事者がネット債権者となった場合であっても、債務不履行当事者の取引相手方が支払額を限定ないし、まったく支払わないことを許容する条項である。

カレント・エクスポージャー方式を採用している銀行の場合、相対ネットティング契約下にある先渡し取引に係る信用リスク相当額は、時価評価したネット再構築コスト（ただし正の値）と想定元本をベースとしたアドオンの合計として算定される。ネットされた取引に対するアドオン（A_{ネット}）は、グロスのアドオン^{（注8）}

（注7） 従って、関係監督当局が各関係国の法律の下において法的有効性を有することについて満足できない場合は、当該ネットティング契約は本条件を満たさないため、取引の両当事者ともネットティングの効果は自己資本規制上認められない。

（注8） A_{グロス}は、一取引相手方の法的に有効なネットティング契約下にあるすべての取引について、個々のアドオン（想定元本に、この付で示された適切なアドオン掛目を乗じて計算）を合計した値に等しい。

(A_{グロス})と、グロスのアドオンをネット再構築コストのグロス再構築コストに対する比率(NGR)で調整した値との加重平均によって算出される。これを、算式で表せば以下の通り。

$$A_{\text{ネット}} = 0.4 \times A_{\text{グロス}} + 0.6 \times \text{NGR} \times A_{\text{グロス}}$$

ただし、

NGR=法的に有効なネットティング契約下にある取引のネット再構築コストの値を、グロス再構築コストの値で除したもの^(注9)

この算式において適用するグロスのアドオンの大きさは、本<付>に示されているネットティング契約下でない場合と同様のものとする。当委員会は、アドオンの大きさが適当なものであるよう、引続き検討を行う。なお、想定元本がキャッシュフローに等しい先物為替予約取引およびこれに類似した取引に関しては、ネットティング相手方に対する将来の潜在的な信用エクスポージャーを算定するための想定元本額は、各通貨の各期日ごとのネットの受取額として定義される。これは、同一通貨建の取引で同一期日を有する取引間のオフセットにより、カレント・エクスポージャーのみならず、将来の潜在的なエクスポージャーも低くなると見込まれるからである。

オリジナル・エクスポージャー方式も、マーケット・リスク規制が実施されるまでは、上記の法的条件を満たすネットティング契約下にある取引に関して使用することが認められる。移行期間中、相対ネットティング契約下にある取引の信用リ

(注9) 各国監督当局は、法的に有効なネットティング契約下にあるすべての取引について、NGR を取引相手方ごとに計算するか、合算ベースで計算するかを選択を認めることができる。監督当局が計算方法の選択を認める場合、金融機関によって選択された方法は、継続的に使用されなければならない。合算ベースで計算するアプローチにおいては、個々の取引相手方に対するネット正のカレント・エクスポージャーと、他の取引相手方に対するネット負のカレント・エクスポージャーとの間で差引計算を行うことはできない。すなわち、NGR の計算に使用される各取引相手方に対するネット・カレント・エクスポージャーは、ネット再構築コストとゼロのうち大きい方である。合算ベースで計算するアプローチにおいて、与信相当額を各取引相手方に適用されるリスク・ウェイト・カテゴリーごとに算出するためには、NGR は法的に有効なネットティング契約ごとに個別に適用されることになる。

スクを算定する際に用いる掛目は、以下の通りである。

期間	金利関連取引	外為関連取引
1年以下	0.35%	1.5%
1年超2年以下	0.75%	3.75% (1.5%+2.25%)
追加1年毎	0.75%	2.25%

これらの掛目は当初、1988年にバーゼル合意が公表された際に設定されていた掛目に比べると、約25%の引下げに相当する。なお、想定元本がキャッシュフローに等しい先物為替予約取引およびこれに類似した取引に関して、ネットイング相手方に対する信用エクスポージャーを算定する際には、各通貨の各期日ごとのネットの受取額として定義される想定元本額に対して、当初のバーゼル合意の掛目^(注10)を適用することもできる。ただし、いかなる場合においても、上述の引下げられた掛目が、ネットの想定元本に適用されることはない。

リスク・ウェイト

銀行は、カレント・エクスポージャー方式ないしオリジナル・エクスポージャー方式のいずれかで信用リスク相当額を算出した後、的確な保証および担保により保全されたエクスポージャーに対する低いウェイトを含めた主たるフレームワークと同様の方法で、取引相手方のカテゴリーに応じたウェイトを付すことになる。さらに、これらの市場においては、特に長期の取引において、大半の取引対象が一流の相手先であることから、本来ならば100%ウェイトが適用されるべき取引相手方に対して、50%のウェイトを適用することに合意した^(注11)。しかしな

(注10)

期間	金利関連取引	外為関連取引
1年以下	0.5%	2.0%
1年超2年以下	1.0%	5.0%
追加1年毎	1.0%	3.0%

(注11) メンバー国によっては、100%のフル・ウェイトを付す権利を留保している。

がら、当委員会は市場参加者の信用力を十分注視し、仮に平均的な信用力が低下したり、損失の発生が増加する場合には、このウェイトを引上げる権利を留保する。